

地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の 確保に向けた運営基準等に関する事項 に係る諮問について

地方分権一括法の成立・公布に伴う基準省令改正について(案)

概要

- 小規模多機能型居宅介護の利用定員等については、介護保険法（平成9年法律第123号）及び厚生労働省令（※）において「従うべき基準」とされているが、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告も踏まえ、「標準基準」に見直すこととなった。
※指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
- 介護保険法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）」については、5月26日に公布され、公布日から3月を経過した日に施行される予定。
- これに伴い、上記厚生労働省令についても、「標準基準」に変更するなど所要の改正を行うもの。

※厚生労働省令で定められている登録定員等（現行；従うべき基準）

	本体事業所
登録定員	29人まで
通いの利用定員	登録定員の1/2～18人まで
泊まりの利用定員	通い定員の1/3～9人まで

※ 基準の考え方

- ・従うべき基準
→ 条例の内容は全国一律
- ・標準基準
→ 条例の内容は地方自治体に「合理的なもの」である旨の説明責任あり
- ・参酌すべき基準
→ 基本的には地方自治体の判断で設定可能

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（抄）

II 令和3年度介護報酬改定の対応

2. 地域包括ケアシステムの推進

(7) 地域の特性に応じたサービスの確保

④地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保

【小規模多機能型居宅介護★】

令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえ、小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、看護小規模多機能型居宅介護等と同様に、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」（必ず適合しなければならない基準であり、全国一律）から「標準基準」（通常よるべき基準であり、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの）に見直す。

スケジュール

- 5月26日 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 公布
- 6月下旬 諮問・答申、パブリックコメント開始
- 7月下旬 パブリックコメント終了
- 8月上旬 改正省令 公布
- 8月26日 改正省令 施行 ※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律と同日施行

参考資料

論点④－ii

- 令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、小規模多機能型居宅介護については、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とすることが提案された。
 - ※ 「従うべき基準」であれば、条例の内容は全国一律であり、「標準基準」であれば、条例の内容は地方自治体に合理的なものである旨の説明責任があり、「参酌すべき基準」であれば、基本的には地方自治体の判断で定められることとなっている。
- 当該提案について、地方分権改革有識者会議では以下のような議論が提起されていることも踏まえて、どう考えるか。

<第109回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会（令和2年8月6日）における主な指摘>

- 令和元年の提案が措置されたとしてもあくまで一定期間のものである。今回の提案は、過疎や人口減少が進んでいる地域の事業者の恒常的に厳しい経営状況の改善には必ずしもつながらない可能性があるということで出てきたものである。
違うフェーズでこの問題について改めて提案が出ているものであり、一定期間で一定条件をつけてということ御対応いただくだけでは、条件に合致しないような事情を抱えている自治体から、抜本的に制度を見直してほしいという意見が出てくるということは今後も予想される。従うべき基準を参酌基準化するハードルは高いと思うが、そういった地方の切実な声を改めて認識して御対応いただけないか。
- 「小規模」の概念を示せば規模拡大につながることはないと考えられるため、「従うべき基準」とする必然性はなく、地域の実情に柔軟に対応できるようにするべきではないか。
- 事業者団体の見解だけでなく、過疎等の地域的な状況や困っている地方公共団体の現場の意見を踏まえて議論していただきたい。
- 地域の実情が違う中で、地域において柔軟に考えていく仕組みが必要ではないか。従うべき基準ではない形で御対応いただくことは、一つ大きな考え方だと思うのでよろしくお願ひしたい。
- サテライトで対応できるという話だが、新しく土地建物を取得してサテライトをつくらなければいけないということでかなり負担が大きい。

<第115回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会（令和2年10月16日）における主な指摘>

- 看護小規模多機能型居宅介護については、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた事業であるにも関わらず標準となっている。訪問看護が加わっているのに標準なのであれば、小規模多機能型居宅介護についても標準とすることに何ら問題はないのではないか。

論点④－ii 地域の特性に応じたサービスの確保(令和2年地方分権提案)

社保審一介護給付費分科会

第193回 (R2.11.16)

資料3

対応案

- 小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員は、小規模で馴染みの空間で家庭的なケアの実施を本旨とする小規模多機能型サービス等の概念自体に関わるものであるとして、「従うべき基準」となっている。
- (介護予防)小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員について、地方分権提案で示された制度改正の効果や、看護小規模多機能型居宅介護をはじめとした他のサービスは基本的に「標準基準」(*)であることを踏まえ、地域の特性に応じたサービスの確保を進める観点からも、「従うべき基準」から「標準基準」に見直してはどうか。

※「標準基準」：条例の内容は、地方自治体に「合理的なもの」である旨の説明責任あり

指定基準等	具体的な項目(例)	条例委任する場合の基準	改正(案)
人員配置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者及びその員数 ・介護職員(一人以上常勤) ・管理者、代表者 ・具体的取扱方針(サービス提供時の介護職員及び看護職員の配置) 	従うべき基準	従うべき基準
居室面積基準	<ul style="list-style-type: none"> ・居室・病室・療養室の利用者・入所者(入院者) ・1人当たり面積基準 	従うべき基準	従うべき基準
人権に直結する運営基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続きの説明及び同意 ・サービス提供拒否の禁止 ・身体的拘束等に係る規定 ・秘密保持等 ・事故発生の防止及び発生時の対応 ・診療の方針 ・主治の医師との関係 ・同居家族に対するサービス提供の禁止・制限 	従うべき基準	従うべき基準
上記以外の施設・設備・運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・居室定員、廊下幅、汚物処理室、事務室 ・適切な食事の提供、介護の内容(入浴、排泄、着がえ等)、健康保持、地域との連携、娯楽の提供 	参酌すべき基準	参酌すべき基準
定員	<ul style="list-style-type: none"> ・利用することができる人数の上限 ※(介護予防)小規模多機能型居宅介護の場合 登録定員:利用者登録することができる人数の上限 利用定員:通い・宿泊サービスごとの1日当たりの利用者の数の上限 	標準基準(看多機を含む) ※ただし、(介護予防)小規模多機能型居宅介護等は、 従うべき基準	標準基準(看多機を含む) ※(介護予防)小規模多機能型居宅介護も、 標準基準 とする。



2.(7)④ 地域の実情に応じた小規模多機能型居宅介護の確保

社保審一介護給付費分科会

第199回 (R3.1.18)

参考資料1

概要

【小規模多機能型居宅介護★】

- 令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえ、小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、看護小規模多機能型居宅介護等と同様に、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」（必ず適合しなければならない基準であり、全国一律）から「標準基準」（通常よるべき基準であり、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの）に見直す。【法律改正、省令改正】

基準

<現行>

登録定員、利用定員が「従うべき基準」となっている。

<改定後>

登録定員及び利用定員について、「従うべき基準」から「**標準基準**」に見直す。



【登録定員等】

	本体事業所
登録定員	29人まで
通いの利用定員	登録定員の1/2～18人まで
泊まりの利用定員	通い定員の1/3～9人まで

※ 基準の考え方

- ・従うべき基準
 - 条例の内容は全国一律
- ・標準基準
 - 条例の内容は地方自治体に「合理的なもの」である旨の説明責任あり
- ・参酌すべき基準
 - 基本的には地方自治体の判断で設定可能

指定基準等

具体的な項目 (例)

条例委任する場合の基準

改正後

定員

- ・利用することができる人数の上限
- ※ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の場合
 - 登録定員：利用者登録することができる人数の上限
 - 利用定員：通い・宿泊サービスごとの1日当たりの利用者の数の上限

標準基準 (看多機を含む)
 ※ ただし、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護等は、**従うべき基準**

標準基準 (看多機を含む)
 ※ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護も、**標準基準**とする。



※必要な法律上の措置を講じた上で、運営基準について所要の改正を行うもの 5

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告(抄)

II 令和3年度介護報酬改定の対応

2. 地域包括ケアシステムの推進

(7) 地域の特性に応じたサービスの確保

④ 地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保

【小規模多機能型居宅介護★】

令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえ、小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、看護小規模多機能型居宅介護等と同様に、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」（必ず適合しなければならない基準であり、全国一律）から「標準基準」（通常よるべき基準であり、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの）に見直す。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第11次地方分権一括法）について

改正の趣旨

「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）を踏まえ、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

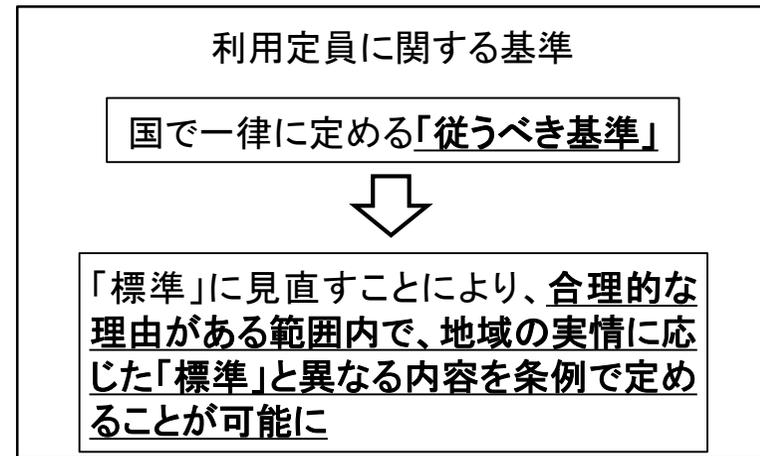
改正の概要

小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準」に見直し（介護保険法）

- 小規模多機能型居宅介護※の利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準」に見直すことにより、市町村が独自に基準を定めることも可能とする。

※ 「通い」を中心として、利用者（要介護（支援）者）の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「宿泊」を組み合わせる介護サービス

- これにより、介護サービスの質を担保しつつ、地域の実情に応じて必要なサービスの提供が可能となる。



施行期日

公布の日から3月を経過した日（令和3年8月26日）

令和2年の地方分権改革に関する提案募集(抜粋)

提案事項：小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し

提案団体：鳥取県

〈求める措置の具体的内容〉

小規模多機能型居宅介護については、厚生労働省令により、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。

〈具体的な支障事例〉

小規模多機能型居宅介護は、介護保険制度において、在宅生活を支える中核的なサービス形態の一つであり、平成18年の創設以来、利用ニーズが拡大している。

本県としては、要介護者が増加する2040年に向け、地域包括ケアを推進するために、更に拡大していくべきサービスと認識している。

ただ、登録定員の上限（29名）があるために、事業規模が小さくならざるを得ず、特に要介護度の低い利用者を抱える事業所において厳しい経営状況にある。

また、施設の規模、職員数等によっては、通いと泊まりの1日当たりの利用定員を超えても適切にサービスを提供できる事業所があるにも関わらず、当該定員の上限が設けられているために利用者のニーズに応えられないケースも生じている。

〈制度改正による効果〉

登録定員の上限が参酌基準となり、地域で上げが可能となれば、事業規模の拡大が可能となり、経営状況の改善が見込まれる。

また、通いと泊まりの1日当たりの利用定員の上限が参酌基準となり、地域で上げが可能となれば、より柔軟な運用が可能となり、利用者の利便性が向上する。

これらにより、地域において、小規模多機能型居宅介護の普及が進むものと考えている。

〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）〉

追加共同提案団体：北海道、苫小牧市、千葉県、南知多町、堺市、熊本市

○ 小規模多機能型居宅介護は、在宅生活を支えるための有効なサービスとして当市においても整備を進めているところであるが、必要な圏域への整備が進まない状況にある。登録定員の上限や通いと泊まりの1日当たりの利用定員の上限について、地域の実情に応じた対応が可能となれば、圏域ごとのニーズに応じた多様な規模での参入が可能となり、また、不足する圏域の利用者を近隣の圏域の事業所が受け入れるといった対応も可能になると考えられる。また、同様のサービスである看護小規模多機能型居宅介護についても、あわせて緩和をお願いしたい。

※下線については、事務局において追加したものである。

小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し

第115回 地方分権改革有識者会議
提案募集検討専門部会(令和2年10月16日)
厚生労働省提出資料

■提案の具体的内容

- 小規模多機能型居宅介護については、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。

■2次回答(ポイント)

- 定員の上限は、小規模多機能型居宅介護の創設前から実践されてきた先行的な取組を参考に、利用者が認知症の場合でも混乱を来すことなく、家庭的な環境や職員とのなじみの関係がつけられるための条件として、利用者の立場に立って設定されている。
- ご提案を踏まえ、社会保障審議会介護給付費分科会(令和2年9月4日第184回)において、「地域の特性に応じながら、都市部や中山間地域等のいかにかわらず、各地域で質の確保された必要なサービスを確保していく観点から、地方からの提案も踏まえつつ、どのような対応が考えられるか。」を事務局から論点として提示し、議論を進めているところである。

(分科会における主なご意見)

- ・地域格差はこれからますます広がっていくので、この地域差を最初から前提として対応策を考えていく必要がある。
 - ・サービス提供を行いやすくするためには、地域の実情に応じた基準の緩和も必要である。
 - ・小規模多機能型居宅介護は過去に定員を増やす見直しを一度しており、サービスの質の担保あるいは他のサービスとの整合性、地域における代替サービスの有無も踏まえて慎重に考えていくべきであり、安易に行わないほうがよい。
 - ・地域密着型サービスの適切な提供やサービスの質の確保という点で心配するところがあり、十分に慎重に検討すべき。
- 引き続き、ご提案の内容や令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)の検討状況等を踏まえ、市町村や都道府県の代表者(全国知事会、全国市長会、全国町村会)も参加している社会保障審議会介護給付費分科会において議論してまいりたい。

■更なる検討状況



- 社会保障審議会介護給付費分科会(令和2年10月9日第187回)において、小規模多機能型居宅介護の基準・報酬(検討の方向性)を議論する中で、本提案について、議論。

(分科会における主なご意見)

- ・(高齢者の一定水準以上の処遇と生活の質を確保するために最低限不可欠な人員配置基準等に限っては、例外的に全国一律の最低基準を維持しており、各自治体の裁量を認めることは適当ではない、と厚生労働大臣が国会で答弁していることを踏まえ、)そのような観点から十分慎重に検討していただきたい。
- ・過疎地域等の現実の状況や利用ニーズに応じることができるということで、実際に現場はかなりいろいろ困っている状況もあるので、そのような切実な課題解決に資するといった今回の提案をぜひとも積極的に検討していただきたい。

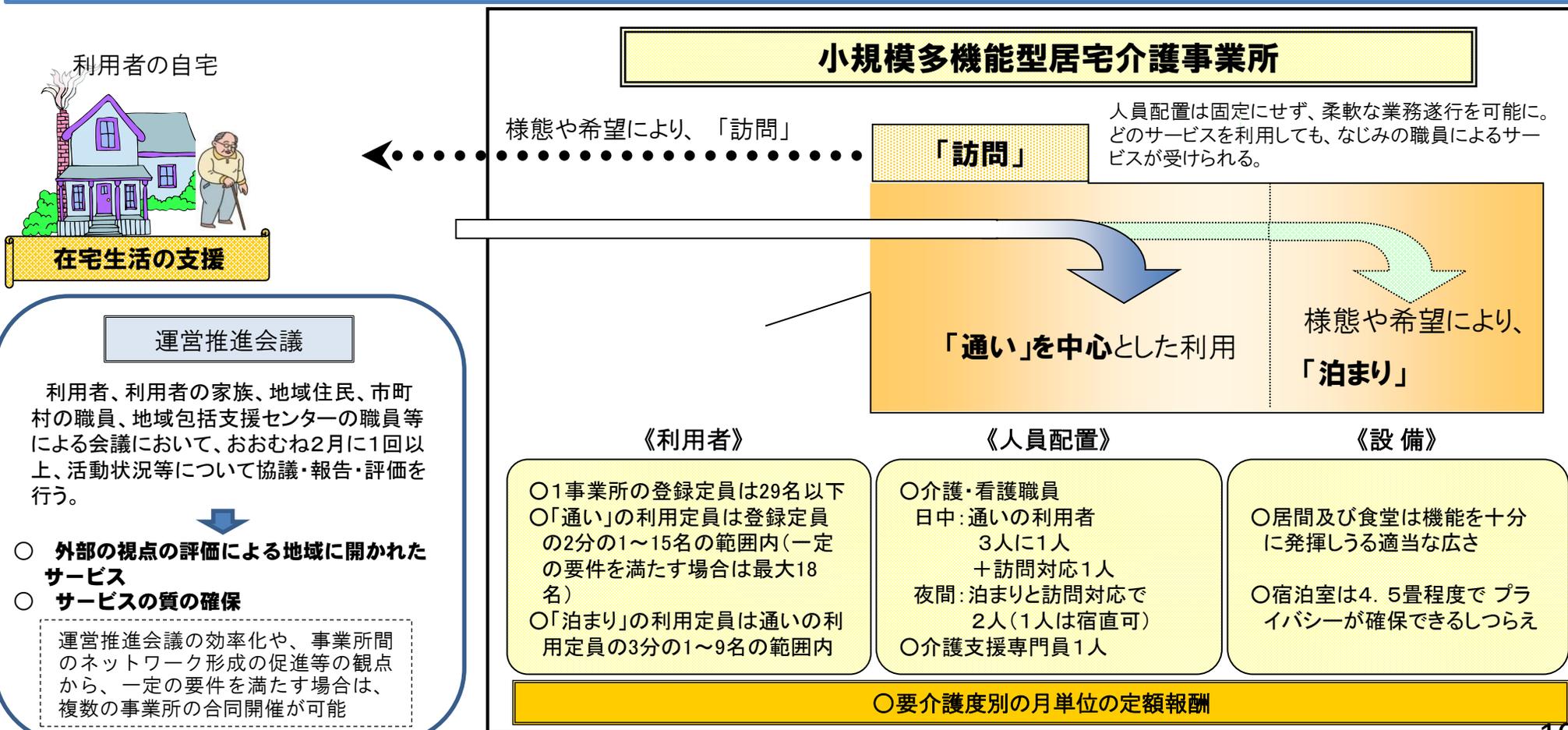
小規模多機能型居宅介護の概要

定義

- 「小規模多機能型居宅介護」は、利用者（要介護（支援）者）の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、居宅に訪問し、または拠点に通わせ、もしくは拠点に短期間宿泊させ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等や機能訓練を行うもの。

経緯

- 「通い」を中心として、要介護（支援）者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせることでサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された（平成18年4月創設）。



小規模多機能型居宅介護支援事業の定員に関する規定について

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第66条に定員に関する規定が置かれている。

	本体事業所	サテライト事業所
登録定員	29人まで	18人まで
通いの定員	登録定員の1/2～15人まで(※)	登録定員の1/2～12人まで
泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで

※ 登録定員が25人を超える場合は、登録定員に応じて、通いの定員を次の表のとおりとすることが出来る。

登録定員	通いの定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

小規模多機能型居宅介護 指定基準を条例で定める場合の基準の関係法令

- 地方分権推進計画と地方分権一括法に基づき、地方公共団体が指定基準を条例委任する際の基準を法令により規定。
- 現状、定員は原則「標準基準」のところ、小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員は、小規模で馴染みの空間で家庭的なケアの実施を本旨とする小規模多機能型サービス等の概念自体に関わるものであるとして、「従うべき基準」となっている。

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。
- 3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
 - 二 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積
 - 三 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
 - 四 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - 五 指定地域密着型サービスの事業(第三号に規定する事業を除く。)に係る利用定員
- 4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準(指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。
- 5～8 (略)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

第1条 共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2の2第2項の厚生労働省令で定める基準及び指定地域密着型サービスの事業に係る法第78条の4第3項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一～四 (略)
- 五 法第78条の4第2項の規定により、同条第3項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第42条第4項、第46条第1項及び第66条の規定による基準（注 第66条が小多機の登録定員及び利用定員）
- 六 (略)

条例委任する場合の基準設定の類型

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	<p>○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準</p> <p>○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない</p>	<p>○「標準」とは、通常よるべき基準</p> <p>○条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない</p>	<p>○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準</p> <p>○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない</p>
異なるものを定めることの許容の程度	<p>法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容</p>	<p>法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容</p>	<p>法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容</p>
備 考	<p>参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒参酌する行為を行わなかった場合は違法</p> <p>「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ</p>	<p>「標準」と異なる内容について説明責任 ⇒合理的な理由がない場合は違法</p> <p>「準則」も同じ</p>	<p>「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒基準の範囲を超える場合は違法</p> <p>「定めるべき基準」「遵守すべき基準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ</p>

地方分権一括法の成立・公布に伴う基準省令改正について

社保審－介護給付費分科会

第77回（H23.7.28）

資料3-1（抄）

地方分権改革推進計画と地方分権一括法に基づき、地方公共団体が介護サービスの指定基準を条例で定める際の基準を、今回の省令改正により定める。

○地方公共団体が介護サービスの指定基準を条例で定める際の基準（諮問事項）

① 厚生労働省令で定める基準に従うこととされているもの

ア 介護サービスに従事する従業者に係る基準及び員数、居室等の床面積、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準

② 厚生労働省令で定める基準を標準とするもの

・ 利用定員に関する基準（①イを除く。）

③ 厚生労働省令で定める基準を参酌することとされているもの

・ ①、②以外のその他の設備及び運営に関する基準

○特別養護老人ホームの定員について（諮問事項）

参酌すべき基準とされている指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員について、省令基準において「4人以下」から「1人」とする。「省令が施行の際現に存在している指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（基本的な設備が完成しているものを含み、省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く）については、4人以下とする」経過措置を設けることとする。

従うべき基準とされた基準（諮問事項）

社保審一介護給付費分科会

第77回（H23.7.28）

資料3-1（抄）

1. 人員配置基準

- 従業者及びその員数：全サービス
- 介護（介護職員一人以上常勤）
：指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護
- 管理者：全サービス
- 代表者：指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- ユニット型施設・事業所における従業者の勤務体制
：介護保険施設、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護
- 具体的取扱方針（サービス提供時の介護職員及び看護職員の配置）
：指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護、基準該当訪問入浴介護、基準該当介護予防訪問入浴介護

2. 居室面積基準

- 居室・病室・療養室の利用者・入所者（入院者）1人当たり面積基準
：指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定療養通所介護、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護、

3. 適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準

- 内容及び手続きの説明及び同意：全サービス
- サービス提供拒否の禁止：全サービス
- 身体的拘束等に係る規定：介護保険施設、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護
- 秘密保持等：全サービス
- 事故発生の防止及び発生時の対応：全サービス
- 診療の方針：介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護
- 主治の医師との関係：指定訪問看護、指定介護予防訪問看護
- 同居家族に対するサービス提供の禁止・制限
：指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護、指定夜間対応型訪問介護、基準該当訪問介護、基準該当介護予防訪問介護

4. 利用定員及び登録定員に関する基準

- 指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護

標準とされた基準（諮問事項）

利用定員：指定療養通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護

（事務局注）当該分科会より後の平成24年度に創設された、看護小規模多機能型居宅介護の定員は「標準」基準